

○厚生労働省告示第二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十五号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十条及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十二条第一項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

(指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程等の一部を改正する告示)

第一 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成十八年厚生労働省告示第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「育成医療に係る受給者証の交付に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。」を削る。

第六条及び第九条中「市町村等」を「市町村」に改める。

第十条中「者に限る。」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)」を、「訪問看護に限る。」の下に「若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)」を、「指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加える。

(医療観察指定医療機関医療担当規程の一部改正)

第二 医療観察指定医療機関医療担当規程の一部を次のように改正する。

第七条中「者に限る。」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)」を、「訪問看護に限る。」の下に「若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)」を、「(指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加える。

(指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程の一部改正)

第三 指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成十八年厚生労働省告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「者に限る。」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)」を、「訪問看護に限る。」の下に「若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)」を、「(指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加える。